

3 笠監第 13 号
令和 3 年 8 月 31 日

笠置町長 中 淳 志 様

笠置町監査委員 仲北 悦雄

笠置町監査委員 坂本 英人

令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率等
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 2 年
度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率等について、次のとお
り意見書を提出する。

令和2年度 健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

各年度の健全化判断比率等について

(単位：%)

健全化判断比率	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.0
連結実質赤字比率	—	—	20.0
実質公債費比率	3.7	4.6	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※0%以下の場合は「—」として表示

(2) 個別意見

実質公債費比率について

本年度の実質公債費比率は前年度と比較して 0.9%増としている。これは平成 28 年度に発行した町道笠置山線改良事業や、平成 29 年度の外貨獲得事業として発行したいこいの館に対する地方債の元金償還が始まったことが大きな要因となっている。

この実質公債費比率は 3 カ年平均値で求められており、単年度の同比率は平成 30 年度が 3.81%、令和元年度は 4.76%、令和 2 年度は 5.51%としている。これからも公債費が増え続けていくことから、今後も同比率は上昇していく見込みである。

もともと財政が逼迫している本町では、事業計画の際に、先ずは事業に充当できる国や京都府からの補助金を模索し、補助金を充当した残りの一般財源として必要となる部分に、普通交付税としてその一部が国に措置される地方債を起すことにより、総合的に充当一般財源の支出額を減らすこととしているが、早期健全化基準より下回っているからといって、安易に起債事業を計画すべきではないと考える。このことを財政担当者は十分に理解されているようであるが、これを財政担当者だけの認識にするのではなく、今後の財政状況の見通しを含め庁内全体の共通認識事項とされ、縦割り行政ではない全庁的な事業計画・事業選定に努め、起債事業の価値を高めた上で実施されたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。

令和2年度 資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

各年度の資金不足比率等について (単位：%)

比率名	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※0%以下の場合「—」として表示

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はない。